（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～４．（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～４．（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の６に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の８に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の６に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の８に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にある旧の省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。